

山口県消費者安全確保地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 山口県消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)は、県内の消費生活上特に配慮を要する消費者(以下「高齢者等」という。)の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係機関・団体が連携して、高齢者等の見守り等の必要な取組についての情報交換、協議を行うことにより、市町における消費者安全確保地域協議会の設置及び活動の促進を図ることを目的とする。

(消費者安全確保地域協議会)

第2条 協議会は、消費者安全法(平成21年法第50号)第11条の3第1項の規定による「消費者安全確保地域協議会」とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者等の見守り等に関する構成員相互の情報交換、連携調整等に関すること
- (2) 関係機関・団体に対する情報提供及び連携強化に関すること
- (3) 市町における消費者安全確保地域協議会の設置、運営等の支援に関すること
- (4) その他、高齢者等の消費者被害の防止に関すること

(構成員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる構成員及び別表2に掲げる協力員で構成する。

- 2 協力員は、協議会の趣旨に賛同し、県内における見守り活動に積極的に参加又は協力する者の中で、協議会からの情報提供を希望する団体とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、山口県環境生活部県民生活課長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて開催するものとし、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の進行は、会長が指名する者が行う。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山口県県民生活課に設置する。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の構成員、事務に従事する者並びに第6条第3項に規定する者は、協議会の活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表1（第4条関係）

関係団体	山口県社会福祉協議会
	市町社会福祉協議会
	山口県民生委員児童委員協議会
	山口県老人クラブ連合会
	山口県地域消費者団体連絡協議会
	山口県生活協同組合連合会
市 町	消費者行政・福祉行政担当課（消費生活相談窓口を含む）
県警察	生活安全部 生活安全企画課
山口県	健康福祉部 厚政課
	健康福祉部 長寿社会課
	健康福祉部 障害者支援課
	環境生活部 県民生活課・県消費生活センター

別表2（第4条関係）

関係団体	188見守りサポーター（会長が認めるもの）
	NPO 法人消費者ネットやまぐち